

平成26年4月16日

基礎的電気通信役務支援機関
TCA 一般社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）制度に係る 修正番号単価の公表について

一般社団法人電気通信事業者協会（会長：鶴浦 博夫）は、4月15日開催の支援業務諮問委員会（委員長 齊藤忠夫東大名誉教授）の答申を受けて、本日、ユニバーサルサービスに係る修正合算番号単価及び修正番号単価を下記のとおり算定したのでお知らせします。

記

1 修正番号単価とは

ユニバーサルサービス制度に係る負担金の額の算定に用いる番号単価は、算定対象電気通信番号の総数の増減等を勘案して、半年に1回見直しを行うこととなっています。

今回の見直しは関係規定に基づき、平成26年1月から12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計を基礎として算定した番号単価（平成26年1月末以降の算定対象電気通信番号に適用される合算番号単価3円）について、平成26年7月から12月までの予測算定対象電気通信番号の総数に基づき算定したものです。

2 今回算定した修正合算番号単価及び修正番号単価

○ 修正合算番号単価

1 電話番号当たり 3円/月 で現在の番号単価と同額

○ NTT東西に係る修正番号単価

NTT東日本に係る修正番号単価 1.79596439円 に修正
（現在の番号単価 1.79402425円）

NTT西日本に係る修正番号単価 1.20403561円 に修正
（現在の番号単価 1.20597575円）

3 修正番号単価等の適用の時期

平成26年7月～12月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額の算定に適用

ホームページアドレス：<http://www.tca.or.jp/universalservice/>

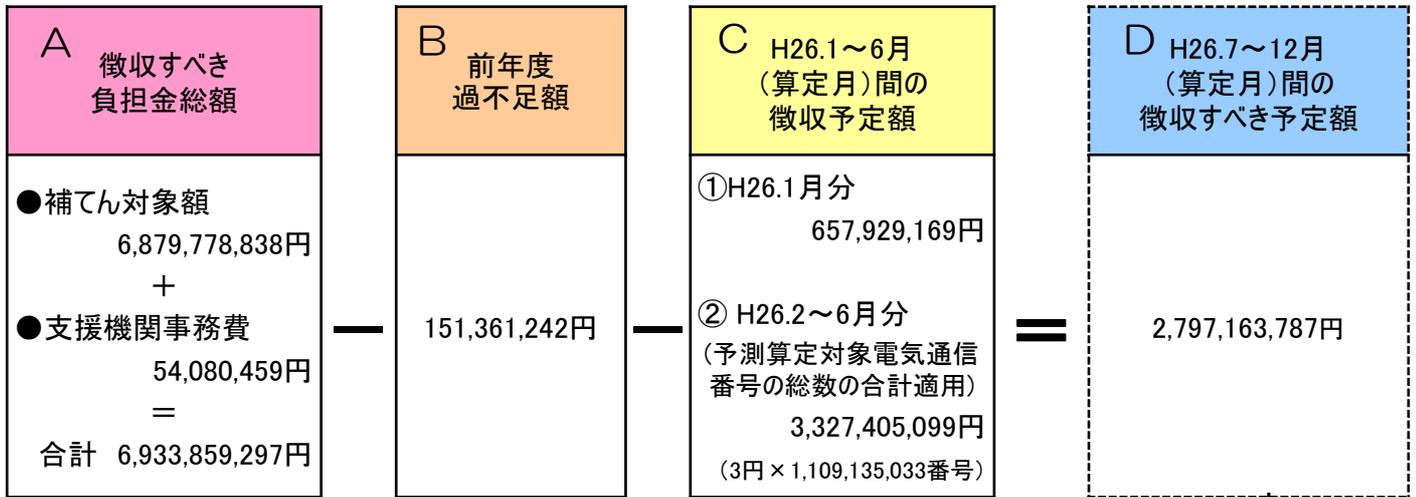
(一社)電気通信事業者協会ホームページ

(トップページ <http://www.tca.or.jp/> からご覧いただくことができます)

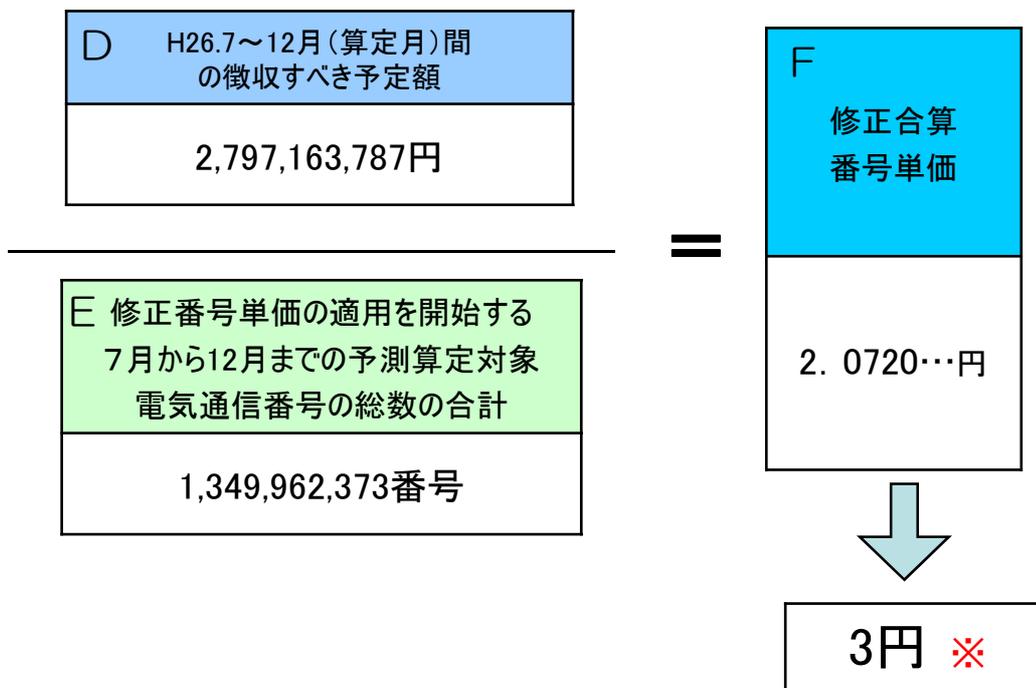
以上

I. 修正合算番号単価の算定

(1) H26.7～12月の間の要徴収負担金額の算出 (A-B-C=D)



(2) (1)の負担金額徴収のための合算番号単価の算定 (D÷E=F)



※ 総務省告示第429号第4条第2項に基づき、
整数未満を切り上げとした

Ⅱ-1. 修正番号単価の算定 【NTT東日本】

(1) H26.7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A東-B東-C東=D東)

A東 徴収すべき 負担金総額	B東 前年度 過不足額	C東 H26.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D東 H26.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 4,114,163,355円 + ●支援機関事務費 32,340,552円 = 合計 4,146,503,907円	88,706,282円	①H26.1月分 393,446,963円 ② H26.2~6月分 (予測算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 1,989,815,145.72655円 (1.79402425円 × 1,109,135,033番号)	1,674,535,516.27345円

(2) 修正合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、修正合算番号単価算出時に導き出したH26.7~12月間の徴収すべき額で除する
 (F × D東 ÷ D = NTT東日本修正番号単価)

F 修正合算 番号単価	×	D東 H26.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D 修正合算番号単価の H26.7~12月(算定月)間 の徴収すべき見込額
3円		1,674,535,516.27345円		2,797,163,787円

= 1.79596439 円

Ⅱ-2. 修正番号単価の算定 【NTT西日本】

(1) H26.7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A西 - B西 - C西 = D西)

A西 徴収すべき 負担金総額	B西 前年度 過不足額	C西 H26.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D西 H26.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 2,765,615,483円 + ●支援機関事務費 21,739,907円 = 合計 2,787,355,390円	62,654,960円	① H26.1月分 264,482,206円 ② H26.2~6月分 (予測算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 1,337,589,953.27345円 (1.20597575円 × 1,109,135,033番号)	1,122,628,270.72655円

(2) 修正合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、修正合算番号単価算出時に導き出したH26.7~12月間の徴収すべき額で除する
 (F × D西 ÷ D = NTT西日本修正番号単価)

F 修正合算 番号単価	×	D西 H26.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D 修正合算番号単価の H26.7~12月(算定月)間 の徴収すべき見込額
3円		1,122,628,270.72655円		2,797,163,787円

= 1.20403561 円